

令和8年度
社会教育主事講習 開催要項

期 間：令和8年7月21日（火）～ 8月19日（水）

実施機関：国立大学法人 弘前大学

会 場：弘前大学創立50周年記念会館
岩木青少年スポーツセンター

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 目的 | 2 |
| 2. 実施機関 | 2 |
| 3. 参加県 | 2 |
| 4. 講習期間 | 2 |
| 5. 会場 | 2 |
| 6. 講習プログラム及び日程表 | 3 |
| (1) 生涯学習概論 | |
| (2) 生涯学習支援論 | |
| (3) 社会教育経営論 | |
| (4) 社会教育演習 | |
| 日程表 | |
| 7. 受講資格及び受講者数 | 10 |
| 8. 受講申込みの方法 | 11 |
| 9. 受講者の決定・通知 | 13 |
| 10. 科目代替（既修の科目・単位又は学修の取扱い）について | 14 |
| 11. 分割受講について | 15 |
| 12. 社会教育主事講習等規程の改正に伴う「社会教育士」の称号について | 16 |
| 13. 受講者の集合（受付）・開講式日時 | 16 |
| 14. 受講に要する経費（受講者負担分） | 16 |
| 15. 受講申込みに際してのお願い | 17 |
| 16. 講習についての問い合わせ | 17 |

【各種様式】

- 社会教育主事講習受講申込書（様式1）
- 勤務証明書（様式2）
- 推薦状（様式3）
- 「社会教育演習」希望調べ／「合宿研修」に係る要配慮事項（様式4）
- 社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式5）

1. 目的

本講習は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規定、社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)及び「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」(平成30年文部科学省令第5号)に基づき、文部科学省からの委託を受けて実施するもので、社会教育主事の資格を得ようとする者に、その職務を遂行するために必要な専門的知識・技能を習得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2. 実施機関

国立大学法人 弘前大学

3. 参加県

青森県、秋田県、岩手県

4. 講習期間

令和8年7月21日(火)から令和8年8月19日(水)

※ 計17日間

※ 7月22日(水)から7月24日(金)は「合宿講習」とする。

※ 8月3日(月)から8月7日(金)は「オンライン講習」とする。

5. 会場

弘前大学創立50周年記念会館

(〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 0172-39-3315)

岩木青少年スポーツセンター (合宿講習)

(〒036-1345 青森県弘前市常盤野字湯段菟1-2 0172-83-2338)

6. 講習プログラム

(1) 生涯学習概論【2単位・30時間】

| 講義内容・テーマ | 教育方法 | 配当時間 | 担当講師予定者の職・氏名 |
|---------------------------|------|------|---------------------------------|
| 生涯学習の理念と施策 | | | |
| 生涯学習の理念と現代的意義 | 講義 | 2 | 秋田大学准教授 山口 香苗 |
| 国際社会における生涯教育論の展開 | 講義 | 2 | 秋田大学准教授 山口 香苗 |
| 社会教育・生涯学習振興施策の動向 | 講義 | 2 | 文部科学省総合教育政策局 ※調整中 |
| 社会教育の意義と展開／社会教育に関する法令 | | | |
| 社会教育の基本概念と意義 | 講義 | 4 | 弘前大学准教授 越村 康英 |
| 社会教育行政の意義と役割 | 講義 | 2 | 千葉大学名誉教授 長澤 成次 |
| 社会教育施設の意義と役割①－公民館 | 講義 | 2 | 千葉大学名誉教授 長澤 成次 |
| 社会教育施設の意義と役割② －図書館・博物館 | 講義 | 2 | 帝京大学准教授 生島 美和 |
| 社会教育主事・指導者の役割 | | | |
| 社会教育職員（社会教育主事）の使命と役割 | 講義 | 2 | 君津市教育委員会社会教育主事 布施 利之 |
| 地域づくりに果たす社会教育士の役割 | 講義 | 2 | 弘前市相馬地区地域おこし協力隊 ／社会教育士 穂坂 修基 |
| 生涯学習社会と学校・家庭・地域 | | | |
| 地域と学校の連携・協働 | 講義 | 2 | 弘前大学教授 福島 裕敏 |
| こどもの成育環境と社会教育 | 講義 | 4 | 岩手大学准教授 深作 拓郎 |
| 北東北の社会教育／社会教育の可能性 | | | |
| 北東北における社会教育の歴史 | 講義 | 2 | 岩手大学准教授 深作 拓郎 |
| 社会教育の可能性－社会教育人材への期待 | 講義 | 2 | 高知大学教授 内田 純一 |
| 計 | | 30 | |

(2) 生涯学習支援論【2単位・30時間】

| 講義内容・テーマ | 教育方法 | 配当時間 | 担当講師予定者の職・氏名 |
|--|----------|------|--|
| 学習支援に関する教育理論 | | | |
| 成人教育（成人学習）の基礎理論 | 講義 | 2 | 放送大学教授 松本 大 |
| 生涯発達から見た学習者の特性 | 講義 | 2 | 静岡大学教授 渋江 かさね |
| 学習支援者の力量形成とリフレクション | 講義 | 2 | 弘前大学教授 福島 裕敏 |
| 効果的な学習支援方法 | | | |
| 主体的な学びを引き出す学習支援方法 | 講義 | 2 | 弘前大学准教授 森本 洋介 |
| ICT活用による学習支援・広報の実際 （「優良公民館表彰」表彰館の取り組みに学ぶ） | 講義 | 2 | 高岡市立福岡公民館生涯学習支援員 横越 知亜紀／弘前市立中央公民館総括主査 柴田 浩 |
| 学習プログラムの編成 | | | |
| 学習プログラムの設計と評価 | 講義 | 4 | 弘前大学准教授 越村 康英 |
| 参加型学習の実際とファシリテーション | | | |
| ワークショップのデザインとファシリテーションの理論・技法 | 講義 演習 | 4 | 弘前大学教授 宮崎 充治 |
| 地域づくりのファシリテーション | 講義 演習 | 4 | 弘前大学准教授 土井 良浩 |
| エンパワメントと学習支援 | | | |
| 学び直しの場づくりと学習支援 | 講義 | 2 | あおも・リラ事務局長 渡部 靖之 |
| 障がい者の生涯学習の推進 | 講義 | 2 | 国立市公民館社会教育主事 井口 啓太郎 |
| 社会的困難を生きるこども・若者と社会教育 | 講義 | 2 | 弘前大学准教授 宋 美欄 |
| メディア・リテラシーを培う学習支援 | 講義 演習 | 2 | 弘前大学准教授 森本 洋介 |
| 計 | | 30 | |

(3) 社会教育経営論【2単位・30時間】

| 講義内容・テーマ | 教育方法 | 配当時間 | 担当講師予定者の職・氏名 |
|--|------|------|---------------------------------|
| 社会教育行政と地域活性化 | | | |
| 社会教育行政・施設の現状と課題 | 講義 | 2 | 東北大学准教授 石井山 竜平 |
| 地域づくりに果たす 社会教育行政・施設の役割 | 講義 | 2 | 山形大学教授 安藤 耕己 |
| こども・若者主体の地域活性化の取り組み —その組織化と支援 | 講義 | 2 | (一社) 未来の大人応援プロジェクト事業企画推進担当 中沢 仁 |
| 官民協働による地域活性化—鶴田町地域活性化センター「TSURUTA LABO」 | 講義 | 2 | 一般社団法人もったいない研究所代表理事 岡 詩子 |
| 社会教育行政の経営戦略／社会教育施設の経営戦略等 | | | |
| 自治体社会教育計画の策定と評価 | 講義 | 2 | 弘前大学准教授 越村 康英 |
| 北東北3県の社会教育・生涯学習に関する計画 | 講義 | 2 | 青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事 ほか |
| 社会教育施設（公民館）の経営戦略 | 講義 | 2 | 全国公民館連合会事務局次長 村上 英己 |
| 学習課題の把握と広報戦略 | | | |
| 生活課題・地域課題の把握と学習課題化 | 講義 | 4 | 弘前圏域移住交流デザイナー／弘前大学（非） 野口 拓郎 |
| 社会教育における地域人材の育成 | | | |
| 地域づくりの担い手を育む社会教育 | 講義 | 2 | (一社) とちぎ市民協働研究会代表理事 廣瀬 隆人 |
| 社会教育施設による地域人材育成の実践 —「パワフルAOMORI! 創造塾」ほか | 講義 | 2 | 青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事 ほか |
| ひととまちを育む私設公民館の実践 —「HIROSAKI ORANDO」 | 講義 | 2 | ORANDO PLUS 代表取締役 石山 紗希 |
| 学習成果の評価と活用の実際 | | | |
| コミュニティ・エンパワメントの実践と評価 | 講義 | 2 | 日本女子大学准教授 荻野 亮吾 |
| 社会教育を推進する地域ネットワークの形成 | | | |
| SDGs達成に向けた地域のESD実践と公民館 | 講義 | 2 | 岡山市立西大寺公民館長 内田 光俊 |
| 地域福祉と社会教育（公民館）をつなぐ | 講義 | 2 | 青森県社会福祉協議会社会貢献活動推進室長 葛西 裕美 |
| 計 | | 30 | |

(4) 社会教育演習【2単位・56時間】

| 講義内容・テーマ | 教育方法 | 配当時間 | 担当講師予定者の職・氏名 |
|--------------------|------|------|--|
| A：社会的包摂に果たす社会教育の役割 | 演習 | 56 | 弘前大学准教授 宋 美蘭 青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事 |
| B：公民館等の社会教育施設の機能強化 | | | 弘前圏域移住交流デザイナー／弘前大学（非） 野口 拓郎 青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事 |
| C：社会教育人材のネットワークの構築 | | | 弘前大学准教授 越村 康英 青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事 |
| 計 | | 56 | |

〔社会教育演習に係るキーワード〕

【A：社会的包摂に果たす社会教育の役割】

- ・障がい者の生涯学習
- ・自主夜間中学（学び直し）
- ・外国籍住民の学習支援
- ・移住者を包摂する地域づくり
- ・地域共生社会の実現

【B：公民館等の社会教育施設の機能強化】

- ・社会教育施設計画と評価
- ・社会教育士（社会教育主事有資格者）の配置と専門性の確保
- ・地域づくり、地域課題解決に果たす役割
- ・地域運営組織、町会、NPO等との連携
- ・私設公民館の広がり和社会教育的（公民館的）機能への注目

【C：社会教育人材のネットワークの構築】

- ・社会教育主事と社会教育士の関係
- ・社会教育士会
- ・ネットワークの構築に果たす社会教育行政（社会教育主事）の役割
- ・社会教育主事会、公民館連絡協議会の意義と活性化
- ・講習を契機にネットワークを拡げていくための方策

令和8年度 弘前大学社会教育主事講習 日程表

■@弘前大学創立50周年記念会館【対面講習】

| 月・日 | 9:30~9:55 | 10:00~ | 3コマ | 4コマ | 5コマ |
|-------------|-----------|------------------|------------------------------------|-----|--------------------------------|
| 7/21 (火) | 受付 | 開講式 オリエンテーション | 生涯学習概論①② 社会教育の基本概念と意義 (越村康英) | | 社会教育演習① 演習の主旨・進め方 (越村康英) |

■@岩木青少年スポーツセンター【合宿講習】

| 月・日 | 1コマ | 2コマ | 3コマ | 4コマ | 5コマ |
|-------------|-------------------------------------|--|---|------------------------------------|--|
| 7/22 (水) | 合宿受付 | 生涯学習支援論① 主体的な学びを引き出す学習 支援方法 (森本洋介) | 生涯学習支援論②③ ワークショップのデザインとファシリテーションの理論・技法 (宮崎充治) | | 社会教育演習② 演習テーマに関する話題提供 (宋・野口・越村) |
| 7/23 (木) | 社会教育演習③ | 社会教育演習④ | 生涯学習概論③ 北東北における社会教育の歴史 (深作拓郎) | 生涯学習概論④ 生涯学習の理念と現代的意義 (山口香苗) | 生涯学習概論⑤ 国際社会における生涯教育論 の展開 (山口香苗) |
| 7/24 (金) | 生涯学習概論⑥⑦ こどもの成育環境と社会教育 (深作拓郎) | | 社会教育演習⑤ | 社会教育演習⑥ 共同研究構想発表会 | |

■@弘前大学創立50周年記念会館【対面講習】

| 月・日 | 1コマ | 2コマ | 3コマ | 4コマ | 5コマ |
|-------------|----------------------------------|--|---|--|---|
| 7/27 (月) | | 生涯学習概論⑧ 社会教育行政の意義と役割 (長澤成次) | 生涯学習概論⑨ 社会教育施設の意義と役割① -公民館 (長澤成次) | 生涯学習概論⑩ 社会教育施設の意義と役割② -図書館・博物館 (生島美和) | 生涯学習概論⑪ 社会教育職員(社会教育主 事)の使命と役割 (布施利之) |
| 7/28 (火) | 生涯学習概論⑫ 学校と地域の連携・協働 (福島裕敏) | 生涯学習概論⑬ 地域づくりに果たす社会教育 士の役割 (穂坂修基)〔録〕 | 社会教育演習⑦ | 社会教育演習⑧ | 社会教育演習⑨ |

| | | | | | |
|-------------|--|---------------------------------------|---|-------------------------------------|-----------------------|
| 7/29 (水) | 生涯学習支援論④⑤ 学習プログラムの設計と評価 (越村康英) | | 社会教育演習⑩ | 社会教育演習⑪ | 社会教育演習⑫ |
| 7/30 (木) | 生涯学習支援論⑥⑦ 地域づくりのファシリテーション (土井良浩) | | 社会教育演習⑬ | 社会教育演習⑭ | 社会教育演習⑮ 8/1以降の計画確認 |
| 7/31 (金) | 生涯学習支援論⑧ メディア・リテラシーを培う 学習支援 (森本洋介) | 生涯学習支援論⑨ 学び直しの場づくりと学習支 援 (渡部靖之) | 生涯学習支援論⑩ 社会的困難を生きること・ 若者と社会教育 (宋美蘭) | 生涯学習支援論⑪ 障がい者の生涯学習の推進 (井口啓太郎) | |

■@各職場もしくは自宅【オンライン講習】

→ Zoom を用いてリアルタイム双方向型で実施

| 月・日 | 1 コマ | 2 コマ | 3 コマ | 4 コマ | 5 コマ |
|------------|---|---|---|--|--|
| 8/3 (月) | 生涯学習支援論⑫ 成人教育(成人学習)の基礎理 論 (松本大) | 生涯学習支援論⑬ 生涯発達から見た学習者の特 性 (渋江かさね) | 生涯学習支援論⑭ 学習支援者の力量形成とリフ レクション (福島裕敏) | 生涯学習支援論⑮ ICT 活用による学習支援・広 報の実際 (横越知亜紀・柴田浩) | 社会教育演習⑯ |
| 8/4 (火) | 社会教育経営論① 社会教育行政・施設の現状と 課題 (石井山竜平) | 社会教育経営論② 地域づくりに果たす社会教育 行政・施設の役割 (安藤耕己) | 生涯学習概論⑭ 社会教育・生涯学習振興施策 の動向 (文部科学省 ※調整中) | 社会教育経営論③ 自治体社会教育計画の策定と 評価 (越村康英) | 社会教育経営論④ 北東北3県の社会教育・生涯 学習に関する計画 (青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事ほか) |
| 8/5 (水) | 社会教育経営論⑤ 社会教育施設(公民館)の経 営戦略 (村上英己) | 社会教育経営論⑥ 官民協働による地域活性化 (岡詩子) | 社会教育経営論⑦ 子ども・若者主体の地域活 性の取り組み (中沢仁) | 社会教育演習⑰ | |
| 8/6 (木) | 社会教育経営論⑧⑨ 生活課題・地域課題の把握と学習課題化 (野口拓郎) | | 社会教育経営論⑩ コミュニティ・エンパワメン トの実践と評価 (荻野亮吾) | 社会教育経営論⑪ SDGs 達成に向けた地域の ESD 実践と公民館 (内田光俊) | 社会教育経営論⑫ 地域福祉と社会教育(公民 館)をつなぐ (葛西裕美) |

| | | | | | |
|------------|--|--|--|----------------|----------------|
| 8/7 (金) | <u>社会教育経営論⑬</u> 地域づくりの担い手を育む社会教育 (廣瀬隆人) | <u>社会教育経営論⑭</u> 社会教育施設による地域人材育成の実践 (青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事ほか) | <u>社会教育経営論⑮</u> ひととまちを育む私設公民館の実践 (石山紗希) | <u>社会教育演習⑱</u> | <u>社会教育演習⑲</u> |
|------------|--|--|--|----------------|----------------|

■@弘前大学【対面】

| 月・日 | 1 コマ | 2 コマ | 3 コマ | 4 コマ | 5 コマ |
|-------------|--|---------|---|---------|------|
| 8/17 (月) | | 社会教育演習⑳ | 社会教育演習㉑ | 社会教育演習㉒ | (自修) |
| 8/18 (火) | 社会教育演習㉓ | 社会教育演習㉔ | 社会教育演習㉕ | 社会教育演習㉖ | (自修) |
| 8/19 (水) | <u>社会教育演習㉘㉙</u> 3つのテーマに関する共同研究の成果発表会 (講評：内田純一) | | <u>生涯学習概論⑮</u> 社会教育の可能性－社会教育 人材への期待 (内田純一) | 閉講式 | |

【各コマの時間帯】

{ 1 コマ } 8 : 40 ~ 10 : 10

{ 2 コマ } 10 : 20 ~ 11 : 50

{ 3 コマ } 12 : 40 ~ 14 : 10

{ 4 コマ } 14 : 20 ~ 15 : 50

{ 5 コマ } 16 : 00 ~ 17 : 30

7. 受講資格及び受講者数（定員）

社会教育主事講習等規程の第二条に該当する者 約 50 名

〔社会教育主事講習等規程〕

（講習の受講資格者）

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第二項各号（第三号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する者
- 四 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 五 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
- 六 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

なお、本講習は一部オンラインで実施するため、自宅や勤務先に安定したインターネット環境及びインターネットに接続可能なパソコン等があることが条件となる。また、パソコン等のインターネットへの接続や Zoom 等の受講に必要なアプリケーションの基本操作を自身で行えることも必要である。

8. 受講申込みの方法

- 1) 受講希望者は、次の書類を勤務先又は住所地の「県」の教育委員会社会教育主管課へ、令和8年6月5日（金）【必着】で提出すること。

提出書類

- (1) 受講申込書 （様式1） 【全員提出】

- (2) 受講資格を証明する関係書類 【全員提出】

※下記のいずれか1種類を提出

| 受講資格 (社会教育主事講習等規程第二条) | 必要書類 |
|---|---------------------------------------|
| <u>第一号該当者</u> (大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者。高等専門学校を卒業した者) | 大学、短期大学、高等専門学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)証書の写し |
| <u>第二号該当者</u> (教育職員の普通免許状を有している者) | 教育職員免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 |
| <u>第三号該当者</u> (短期大学卒業と同等以上の学力があると認められる者 他) | 該当する教育機関の証明書 |
| <u>第四号該当者</u> (2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等、社会教育に関係する業務に従事した者 他) | 勤務証明書 <u>（様式2）</u> |
| <u>第五号該当者</u> (4年以上、学校の教職員、専修学校の校長及び教員、少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職にあった者 他) | 勤務証明書 <u>（様式2）</u> |
| <u>第六号該当者</u> (その他文部科学大臣が上記に掲げる者と同程度の資格を有すると認めた者) | 勤務証明書 <u>（様式2）</u> |

- (3) 推薦状 （様式3） 【交付を受けた者のみ提出】

※推薦状は、各地方公共団体の判断により、「社会教育主事としての発令を予定している者（おおむね3年以内）」≪推薦状・区分a≫、もしくは「地域全体の社会教育の振興の中核を担う者」≪推薦状・区分b≫に対し、県および市町村の長又は教育長が交付する。

※定員を上回る受講申込みがあった場合は、推薦状の提出があった者を優先して受講者を決定する（優先順位については、「9. 受講者の決定・通知」参照）

(4)「社会教育演習」希望調べ／「合宿研修」に係る要配慮事項(様式4)【全員提出】

(5) 返信用封筒(長形3号/受講許可書送付用)1枚【全員提出】

※宛先(郵便番号・住所・氏名)を記載しておくこと。

※切手は不要。

〔提出書類確認表〕

| 提出書類 | (1) | (2) | | | | (3) | (4) | (5) |
|------------|------------|-----------------------------|-------------------------------|--------------|------------|----------|--------------------------------------|----------------------------|
| | 受講申込書(様式1) | 卒業(修了)証明書 又は 卒業(修了)証書の写し | 教育職員免許状の写し 又は 教育職員免許状授与証明書 | 該当する教育機関の証明書 | 勤務証明書(様式2) | 推薦状(様式3) | 「社会教育演習」希望調べ／「合宿 講習」に係る要配慮事項(様式4) | 返信用封筒(長形3号) ※宛先を記載/切手不要 |
| 受講資格 | | | | | | | | |
| 第一号該当者 | ◎ | ○ | | | | ○ | ◎ | ◎ |
| 第二号該当者 | ◎ | | ○ | | | ○ | ◎ | ◎ |
| 第三号該当者 | ◎ | | | ○ | | ○ | ◎ | ◎ |
| 第四・五・六号該当者 | ◎ | | | | ○ | ○ | ◎ | ◎ |

※◎=全員提出 ○=該当者は提出

※「科目代替(p.14)」「分割受講(p.15)」「学び直し(称号取得)を目的とした受講(p.16)」を希望する方は、上記書類とは別に必要な書類がある。それぞれ該当のページを確認の上、提出すること。

2) 各県の教育委員会は、提出された受講申込書について受講資格を十分調査の上、受講資格者の提出書類を一括し、受講申込名簿を添えて指定の期日【6月15日(月)】までに下記へ送付すること。

(送付先) 〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地

弘前大学教育学部内 社会教育主事講習運営委員会事務局

9. 受講者の決定・通知

- 1) 受講者の決定は、社会教育主事講習運営委員会で協議の上、弘前大学長が行う。
- 2) 定員を上回る申込みがあった場合には、講習実施に支障のない範囲で定員以上の受講も認める。それでも対応できない場合には、次のとおり受講者を選考する。
選考にあたっては、本講習が、社会教育法第9条の2に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に「置く」とされている社会教育主事の配置促進を主たる目的にしていることに鑑み、以下の優先順位に従って選考を行う。

〔優先順位〕

- ①新規に社会教育主事となりうる資格を得ようとする者で、「社会教育主事として発令を予定している者」（推薦状・区分 a）
- ②新規に社会教育主事となりうる資格を得ようとする者で、「地域全体の社会教育の振興の中核を担う者」（推薦状・区分 b）
- ③新規に社会教育主事となりうる資格を得ようとする者で、推薦状の提出がない者
- ④既に社会教育主事となりうる資格を有しており、学び直しを目的として受講を希望する者で、「社会教育主事として発令を予定している者」（推薦状・区分 a）
- ⑤既に社会教育主事となりうる資格を有しており、学び直しを目的として受講を希望する者で、「地域全体の社会教育の振興の中核を担う者」（推薦状・区分 b）
- ⑥既に社会教育主事となりうる資格を有しており、学び直しを目的として受講を希望する者で、推薦状の提出がない者

※同じ優先順位であっても、さらに選考が必要な場合には、(ア)教育委員会事務局職員、(イ)社会教育施設職員、(ウ)教職員を含む都道府県及び市町村の職員、(エ)その他の順に選考を行う。また、それでも同じ順位の者のなかで選考の必要が生じた場合は抽選を行う。

- 3) 受講許可者には受講許可書を送付するとともに、各県の教育委員会に許可者名を通知する。

10. 科目代替（既修の科目・単位又は学修の取扱い）について

- 1) 規程第7条第2項及び第3項の規定により、大学等における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき単位に替えることができる。ただし、本講習の「社会教育演習」については、社会教育に係る現代的な課題について受講者が共同研究を行うものであり、科目代替は認めない。
- 2) 科目代替を希望する場合は、「社会教育主事講習単位修得認定申請書」(様式5)に必要事項を記入の上、次に示す「申請事由を証する書類」を添えて提出すること。
 - ①大学の社会教育主事養成課程で「生涯学習概論」「生涯学習支援論」「社会教育経営論」に相当する科目の単位を修得している場合
 - ・社会教育主事養成課程の「単位修得証明書」
 - ②他の大学あるいは機関が実施した社会教育主事講習で「生涯学習概論」「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の単位を修得している場合
 - ・講習実施機関が発行する「単位修得証明書」又はそれに類するもの
 - ③博物館や図書館に関する学修のうち「生涯学習概論」
 - ・学芸員や博物館に関する「単位修得証明書」、「学芸員資格証明書」等
又は
図書館司書や図書館に関する「単位修得証明書」、「図書館司書資格証明書」等

〔社会教育主事講習等規程〕

(単位修得の認定)

第七条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第三条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもって同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。

3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目の履修に相当するものを行つている場合には、当該学修を当該科目の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

- 3) 弘前大学社会教育主事講習運営委員会において提出書類等を審査し、単位を修得したと認める場合には「単位修得認定書」を交付するとともに、本講習における当該科目の受講を免除する。ただし、学び直しという点からも、当該科目についても受講することを推奨する（レポート等の成績審査は課さない）。

11. 分割受講について

講習内容への体系的な理解を図るためにも全科目一括受講が望ましいが、制度上は複数回・複数年度にわたる分割受講（一部科目のみの受講）も認められている。都合により分割受講を希望する者は、受講申込書（様式1）の「受講希望欄」で当該科目のみに「○印」を記入し、提出すること。

また、既に他の講習実施機関において一部科目の単位を修得し、残りの科目のみの受講を希望する場合も分割受講の扱いとなる。受講申込書（様式1）の「単位修得の認定を受けた科目及び単位」欄に記入し、「受講希望欄」に授業を希望する科目に「○印」を付した上で、講習実施機関が発行する「単位修得証明書」を提出すること。

〔分割受講に係る推奨事項〕

* 分割受講を行う場合には、全4科目を次の順序で受講することが望ましい。

- ①生涯学習概論（2単位）
- ②社会教育経営論（2単位）
- ③生涯学習支援論（2単位）
- ④社会教育演習（2単位）

* 講習実施機関により分割受講に係る扱いが異なる場合がある。今回の講習から分割受講により社会教育主事の資格（社会教育士の称号）の取得をめざす方は、弘前大学が実施する講習において、全4科目の単位を計画的に修得することを推奨したい。

12. 社会教育主事講習等規程の改正に伴う「社会教育士」の称号について

1) 新たに社会教育主事講習を受講する者

本講習の修了した者は、「社会教育士（講習）」と称することができる。

2) 旧講習・旧養成課程で所定の科目を修得した者

社会教育主事講習等規程の改正前（2020年度以前）の旧カリキュラムによる社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程において所定の科目を修得した者については、新たに「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の2科目を修得することにより、「社会教育士（講習）」と称することができる。

本講習では、「9. 受講者の決定・通知」に示したとおり、「新規に社会教育主事となりうる資格を得ようとする者」の受講を優先するが、定員の範囲内において「学び直しを目的として受講を希望する者」（称号の取得を目的とする者）が「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の2科目を受講することも認める。なお、その場合には、受講申込書（様式1）の「単位修得の認定を受けた科目及び単位」欄に「生涯学習概論（2単位）・社会教育演習（2単位）」と記入し、「受講希望欄」には「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の2科目に「○印」を付して、講習実施機関が発行する「修了証書」を提出すること。

13. 受講者の集合（受付）・開講式の日時

日時：令和8年7月21日（火）

| | |
|------------|---------------|
| 9：30～9：55分 | 集合（受付） |
| 10：00～ | 開講式・オリエンテーション |

場所：弘前大学創立50周年記念会館

所在地：〒036-8560 弘前市文京町1番地

14. 受講に要する経費（受講者負担分）

受講料は「無料」。但し、受講者は、受講に要する経費（合宿講習の宿泊費及び食費、社会教育演習に係る経費）として「15,000円」を納付すること。納付の方法については、受講許可書とあわせて通知する。なお、受講に伴う旅費・宿泊費、参考書代（購入が必須のテキストはない）等は受講者の負担とする。

〔内訳〕 ・宿泊費 3,800円×2泊 朝食800円×2食 昼食800円×3食 夕食1,000円×2食
・社会教育演習に係る経費 1,400円

15. 受講申込みに際してのお願い（欠席について）

本講習は全日程への出席を原則とするものである。受講希望者においては、事前に講習の日程を確認し、必要なスケジュール調整を行った上で、全日程に出席できるよう努めていただきたい。

ただし、病気や忌引き等のやむを得ない事情により欠席する場合は、不利益のないように配慮するので、必ず事前に申し出るようお願いしたい。

16. 講習についての問い合わせ

本講習に関する問い合わせは、次の各県教育委員会社会教育主管課又は実施機関（弘前大学）の担当者へ連絡すること。

| 問い合わせ先 | |
|----------------|--|
| 青森県 | 青森県教育庁生涯学習課 企画振興グループ 〔担当者〕 社会教育主事 高館 秀典 〒030-8560 青森市長島1-1-1 電話：017-734-9888 FAX：017-734-8272 e-mail：hidenori_takadate@pref.aomori.lg.jp |
| 秋田県 | 秋田県教育庁生涯学習課 社会教育・読書推進チーム 〔担当者〕 社会教育主事 三浦 洋平 〒010-8580 秋田市山王3-1-1 電話：018-860-5184 FAX：018-860-5816 e-mail：miura-yohei@pref.akita.lg.jp |
| 岩手県 | 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課 〔担当者〕 主任社会教育主事 浅沼 公紀 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話：019-629-6176 FAX：019-629-6179 e-mail：kouki-a@pref.iwate.jp |
| 弘前大学 (実施期間) | 弘前大学教育学部内 社会教育主事講習運営委員会事務局 〔担当者〕 人社・教育事務部 総務グループ総務担当（教育） 中村 翔 〒036-8560 弘前市文京町1番地 電話：0172-39-3315 FAX：0172-32-1478 e-mail：hirodai-syakyosyuji@hirosaki-u.ac.jp |

(様式1)

社会教育主事講習受講申込書

令和 年 月 日

弘前大学長 殿

氏 名

令和8年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

| | | | | |
|-------------------------------|---|--|-----------|------|
| フリガナ 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 | 年齢 歳 |
| 現住所 | (〒) 連絡先 (TEL) / 緊急時連絡先 (TEL) (E-mail :) | | | |
| 所属先 | 名 称 | (勤務 :) | | |
| | 職 名 | | 常勤・非常勤の別 | |
| | 所在地 | (〒) | | |
| | 連絡先 | TEL | | |
| E-mail | | | | |
| 提供可能 連絡先 | | いずれも可・TELのみ可・E-mailのみ可・提供不可 その他 () | | |
| | 科 目 | 単 位 | 受 講 希 望 欄 | |
| 受講希望科目 ※受講希望欄に○ 印をすること。 | 生涯学習概論 | 2 | | |
| | 生涯学習支援論 | 2 | | |
| | 社会教育経営論 | 2 | | |
| | 社会教育演習 | 2 | | |
| 単位修得の認定を受 けた科目及び単位 | | 単位修得の認定を希 望する科目及び単位 | | |
| 受講資格 | 社会教育主事講習等規程第2条の第 号に該当 | | | |
| 最終学歴 | | | | |
| 職 歴 (資格関係) | 自 年 月 至 月 (年 ヶ月) 自 年 月 至 月 (年 ヶ月) | | | |
| 個人情報提 供の有無 | <input type="checkbox"/> 個人情報の提供に同意いたします。 | | | |

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。 例：(株)〇〇会社(勤務先：〇〇図書館)

(備考)

- 1 単位修得の認定を受けた科目及び単位の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付すること。
- 2 単位修得の認定を希望する科目及び単位の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位（様式5の表第3欄に記載するもの）を記入すること。
- 3 今後自治体から継続的な学習機会に関する情報提供や各自治体の実施する事業への協力依頼をお願いするために、社会教育主事講習の修了者の氏名・所属について書類を提出した都道府県教育委員会へ情報提供を行う。提供可能連絡先については、個人情報の提供に同意する場合にチェックがある場合に限り、各都道府県教育委員会へ情報提供を行う。
また、受講している主事講習実施機関が氏名・所属・提供可能連絡先の情報を活用する場合もある（社会教育主事講習中にかかる事務を除く）。個人情報の提供に同意する場合は「個人情報提供の有無」欄にチェックすること。
- 4 受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書等とする。
- 5 受講者の中で（a：社会教育主事としての発令が予定されている者、b：地域全体の社会教育の振興の中核を担う者）については、所属先からの推薦状を添えて提出した場合は、社会教育主事講習を優先的に受講できるものとする。

(様式2)

勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日

上記の者は本 _____ に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

| 期 間 | 職 名 | 職 務 内 容 |
|------------------------|-----|---------|
| 自 年 月 至 年 月 (年 ヶ月) | | |
| 自 年 月 至 年 月 (年 ヶ月) | | |

年 月 日

所属長氏名

注 意

- 1 職名の欄には発令されたとおりの職名を記入すること。
- 2 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 3 この証明書は、規程第二条の第四、第五、第六号該当者のみ添付すること。

文 書 番 号

推 薦 状

下記の者は（a：社会教育主事として発令を予定している者、b：地域全体の社会教育の振興の中核を担う者）であることから、令和8年度社会教育主事講習の受講にご配慮いただけますようお願いいたします。

記

（ 氏 名 ）

（ 現在の職 ）

年 月 日

所属長氏名

(様式4)

| | | | | | |
|----|--|-----|--|----|--|
| 氏名 | | 所属先 | | 性別 | |
|----|--|-----|--|----|--|

「社会教育演習」希望調べ

「社会教育演習」は、次の3つのテーマ(A・B・C)に分かれて実施します。あなたが希望する演習テーマを第1希望から第3希望まで選択し、希望欄に「1」「2」「3」と順位を記入してください。なお、「社会教育演習」のグループ編成は、受講者の希望を考慮のうえ、人数等も勘案して決定します。

| 希望 | 講義内容・テーマ | 担当講師予定者の職・氏名 |
|----|--------------------|--|
| | A：社会的包摂に果たす社会教育の役割 | 弘前大学准教授 宋 美蘭 青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事 |
| | B：公民館等の社会教育施設の機能強化 | 弘前圏域移住交流デザイナー／ 弘前大学(非) 野口 拓郎 青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事 |
| | C：社会教育人材のネットワークの構築 | 弘前大学准教授 越村 康英 青森県教育庁生涯学習課 社会教育主事 |

「合宿講習」に係る要配慮事項

安全で快適に合宿講習に参加していただくため、アレルギーや健康上の配慮事項等があれば、差し支えない範囲でご記入ください(食物・薬品アレルギー、体質、持病、服薬状況、運動の制限、緊急時の留意点など)。なお、記入は任意であり、いただいた情報は研修の運営以外の目的では一切使用しません。

| |
|--|
| |
|--|

(様式5)

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

令和 年 月 日

弘前大学長 殿

| | | | | |
|---|--------------------|------|------|--|
| 1 | ふりがな 氏名 | | 生年月日 | |
| 2 | 住所 | (〒) | | |
| 3 | 認定を希望する 科目及び単位数 | | | |
| 4 | 申請事由及び 適用条件 | | | |
| 5 | 備考 | | | |